

事業計画書

第11期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

公益財団法人古澤育英会定款第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 育英事業

他の模範となる生徒（中学3年生）を各学校からの推薦により、評議員会・理事会の議決を経て選抜し、育英金等（1人 50,000円）を給付し、顕彰する。（2月）

2 奨励事業

スポーツ・文化・芸術活動等により、各種大会で優秀な成績をおさめた学生・生徒等に栄誉を称え、メダル等記念品を授与する。（2月）

3 普及啓発事業

ホームページの適宜更新を行うとともに、市広報紙及び報道機関等を通じ、育英会事業の普及と啓発に努める。